


倉敷市(岡山県)

(2005年12月19日現在)

1. 新市の基礎情報

合併の期日：2005年8月1日	合併の方式：新設・ 編入	
市となるべき要件の特例の適用：有(人口要件・市の全域を含む新設合併)・ 無		
人口 ⁽¹⁾ ：460,869人(高齢化率 ⁽²⁾ 16.4%)	面積 ⁽³⁾ ：354.34k m ²	
議員数 ⁽⁴⁾ ：46人(法定上限46人)	一般職員数 ⁽⁵⁾ ：2,138人	
財政力指数 ⁽⁶⁾ ：未算出	経常収支比率 ⁽⁷⁾ ：未算出	
2004年度歳入予算額 ⁽⁸⁾ ：163,704,562千円		
うち、地方税69,974,707千円、地方交付税15,723,166千円		
合併特例債発行予定額13,674百万円／同限度額30,630百万円		
産業構造 ⁽⁹⁾ ：第一次産業2.9%、第二次産業37.2%、第三次産業59.9%		

(出典) (1)(2)(9)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。

(4)：合併時の数。(5)：人事課集計。(8)：2004年度当初予算額。

2. 合併関係市町村の基礎情報

関係市町村	人口 ⁽¹⁾	高齢化率 ⁽²⁾	面積 ⁽³⁾	議員数 ⁽⁴⁾	一般職員数 ⁽⁵⁾	財政力指数 ⁽⁶⁾	経常収支比率 ⁽⁷⁾
旧倉敷市	430,291人	16.3%	299.42k m ²	43人	2013人	0.80	83.4%
旧船穂町	7,663人	20.0%	10.84k m ²	12人	46人	0.41	88.4%
旧真備町	22,915人	17.2%	44.08k m ²	18人	119人	0.39	81.9%

(出典) (1)(2)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。

(4)：合併直前の定数。(5)(6)(7)：2003年度「市町村別決算状況調」。

3. 合併の特徴

(1) 合併の理由・目的<②地方分権推進、③住民ニーズの広域化・高度化、⑤財政状況> 地方分権の進展や少子高齢化の進行、財政の悪化などの社会経済環境の変化に対応し、将来にわたって住民が安心して暮らし、活力と魅力ある地域を創造していくため。
(2) 合併のプロセスで重視したこと<①関係市町村間の合意、②住民の理解、⑧事務事業の調整> <最も重視したことの具体的な内容> 合併関係市町が持つ、それぞれの地域の歴史、文化、伝統等を尊重することを基本方針とし、合併に関する情報を積極的に住民へ提供した。
(3) 中心となって合併を推進した人物・団体等<①首長、②議会・議員> <合併推進の具体的な活動> 住民に対して、財政状況や見通しを示し、合併の必要性等の理解を求める説明会を積極的に行った。

4. 合併協議

(1) 今回の合併以前における合併協議の経緯	
岡山県が示した市町村合併パターンにより、2002年12月27日に倉敷地域市町合併問題研究会を設置（構成市町：倉敷市、早島町、船穂町、金光町）し、2004年2月25日解散するまでの間、6回の研究会を開催した。	
(2) 合併関係市町村以外の市町村との合併協議	
岡山県が示した市町村合併パターンにより、2002年12月27日に倉敷地域市町合併問題研究会を設置（構成市町：倉敷市、早島町、船穂町、金光町）し、2004年2月25日解散するまでの間、6回の研究会を開催した。2003年2月3日真備町から同研究会への参画申出があり、第3回研究会から参加。現在は、新たな合併協議は行っていない。	
(3) 合併関係市町村の従前のつながり	
③一部事務組合（複合的一部事務組合を含む）の構成市町村、④一部事務組合（複合的一部事務組合を含む）の構成市町村の一部、⑧広域市町村圏の構成市町村の一部、⑪生活圏が一致	
(4) 合併の端緒	
2001年3月、県が市町村合併パターンを示した。	
(5) 任意の合併協議会（設置していない）	
構成メンバー	
運営上の工夫	
(6) 法定協議会（設置期間：2003年10月1日～2005年7月31日）	
住民発議等	有（直接請求・住民発議）・ <input type="checkbox"/> 無
構成メンバー	首長、助役各2名（1町は助役1名のため、住民を7名とし調整）、議員各4名、住民各6名、学識経験者3名 計42名
運営上の工夫	小委員会、幹事会も原則公開で開催した。また、合併協議会設置後、毎月「合併協議会だより」を発行し、全戸配布することにより、住民への情報提供に努めた。
(7) 基本5項目（①方式、②期日、③名称、④事務所の位置、⑤財産）	
<協議を行ううえでの工夫> 特になし。	
<協議開始および決定の時期>	
	(①方式) (②期日) (③名称) (④位置) (⑤財産)
協議開始：	03年11月 03年11月 03年11月 03年11月 04年5月
合 意：	03年11月 04年12月 03年11月 03年11月 04年5月
<決定に至るまでに最も難航した項目と解決策>	
	<input type="checkbox"/> ②期日
倉敷地域合併協議会（構成市町：倉敷市、船穂町、真備町）では、2004年7月28日の第9回協議会で合併期日を2005年3月22日と決めたが、同協議会は2004年8月26日に2町の申出で休止となった。2004年12月同協議会を休止したまま、「倉敷市、船穂町」「倉敷市、真備町」の1市1町による2つの合併協議会を設置し、2004年12月10日合併期日を2005年8月1日に決定した。	
<基本項目①「合併の方式」の決定理由>	
	<input type="checkbox"/> 新設・ <input type="checkbox"/> 編入
合併関係市町の規模等による。	

<p><基本項目②「合併の期日」の決定理由></p> <p>岡山県との調整及び電算システム統合など合併に向けた準備、調整等を考慮するとともに、合併協定の調印、県への合併申請、国の合併告示等のスケジュールを勘案した。</p>		2005年8月1日合併		
<p><基本項目③「新市の名称」の決定手続き・理由></p> <p>決定手続：2003年11月第2回合併協議会で決定した。 選定理由：編入合併であること及び「倉敷市」の知名度による。</p>		公募有・無		
<p><基本項目④「新事務所の位置」とその決定理由・工夫した点></p> <p>編入合併であるため、旧倉敷市の庁舎を新市の事務所とした。 (新事務所以外の関係市町村の旧庁舎の取り扱い) 新市の支所とした。</p>		既存施設・新規建設		
<p><基本項目⑤「財産の取扱い」></p> <p>(新市に引き継がなかった、または引き継ぐかどうか問題となった財産) 正の財産はなし、負の財産は2つあり問題にはなったが、最終的に新市に引き継いだ。</p>				
<p>(8) 新市建設計画(計画の対象：<u>全市</u>or 編入された区域)</p>				
<p>計画の期間：10ヵ年 理由 国の財政支援措置が合併後概ね10年であること。</p>				
<p><策定に当たっての工夫></p> <p>1市2町の基本構想や地域の歴史・文化・伝統、産業等を尊重しながら、一体性の速やかな確立と均衡ある発展に資する計画となるよう、新市建設の基本方針、地域別の整備方針等の基本方針を定めるとともに、合併に伴う重点施策を列挙し、施策の明確化、重点化を図った。</p>				
<p><関係市町村間での調整が難航した項目></p> <p>編入される2町の方が比較的充実していたコミュニティ、地域自治組織の補助金や乳幼児医療費助成。また、土地開発公社の統合と都市計画税等の不均一課税の調整。</p>				
<p><新市建設計画の特徴または合併の理由・目的を達成するための工夫></p> <p>新市の持つ特性や新市を取り巻く現状・課題を踏まえた上で、新市の将来像「美しく活力のある『瀬戸内の交流拠点都市』」を実現するための計画とした。合併に伴う重点施策(幹線道路網、生活道路、下水道、情報通信基盤・地域イントラネット、保健・福祉、コミュニティ)を列挙し施策の重点化を図った。</p>				
<p><新市建設計画と関係市町村の基本構想、総合計画(基本計画・実施計画等)の内容></p> <p>素案作成時に関係市町の総合計画の対比を行い、整合を図った。また、財政計画も関係市町の実施計画をベースにして作成した。</p>				
<p>単位：百万円 ()は%</p>	<p>合併前 (2003年度)⁽¹⁾</p>	<p>財政計画</p>		
		<p>2005年度</p>	<p>2009年度</p>	<p>2014年度</p>
<p>歳入合計</p>	<p>169,250</p>	<p>158,002</p>	<p>149,101</p>	<p>147,385</p>
<p> 地方税</p>	<p>71,649(42.3)</p>	<p>70,130(44.4)</p>	<p>68,528(46.0)</p>	<p>68,528(46.5)</p>
<p> 地方交付税</p>	<p>20,335(12.0)</p>	<p>16,723(10.6)</p>	<p>16,649(11.2)</p>	<p>16,567(11.2)</p>
<p>歳出合計</p>	<p>164,461</p>	<p>158,002</p>	<p>149,101</p>	<p>147,385</p>
<p> 人件費</p>	<p>35,524(21.6)</p>	<p>32,522(20.6)</p>	<p>36,093(24.2)</p>	<p>35,566(24.1)</p>
<p> (参考：一般職員数)</p>	<p>(2,178人)</p>	<p>(2,201人)</p>	<p>(2,201人)</p>	<p>(2,201人)</p>
<p> 公債費</p>	<p>18,172(11.0)</p>	<p>17,812(11.3)</p>	<p>15,128(10.1)</p>	<p>15,867(10.8)</p>
<p> 普通建設事業費</p>	<p>22,822(13.9)</p>	<p>14,340(9.1)</p>	<p>8,214(5.5)</p>	<p>10,187(6.9)</p>

(1)2003年度「市町村別決算状況調」の積み上げ

(9) 都市計画区域・用途地域の新たな設定・変更等	
新たな設定・変更等は行っていない。2005年度～2006年度で都市計画マスタープランを策定予定。	
(10) 住民への情報提供等	
<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌等の配布（全16号。配布方法：全戸配布） ・住民説明会の開催（延べ54回開催、延べ2,331人参加） ・HPの開設（2003年11月開設、月5回定期更新、アクセス数53,443回） ・その他（具体的に：編入された2町がそれぞれ合併後の市民サービスの変更内容や担当窓口を住民にお知らせする「くらしのガイドブック」を作成し、全戸配布した。） 	
(11) 住民の意向を問う住民投票・調査等の実施	
(名称)：真備町の合併について真備町民の意思を問う住民投票 (時期)：2004年8月22日 (対象者)：投票資格者名簿に登録されている者（公職選挙法に規定する選挙権を有する者及び20歳以上の永住外国人） (方法)：投票方式	
(12) 都道府県からの支援	
財政支援：市町村合併支援特別交付金：1億2千万円×5年（2005～2009年度）＝6億円	
(13) 外部コンサルタントへの委託： <input checked="" type="checkbox"/> 有・無	
委託費	6,510千円
委託内容	倉敷地域新市建設計画策定支援業務、倉敷市・船穂町新市建設計画策定支援業務、倉敷市・真備町新市建設計画策定支援業務。

5. 合併の内容

(1) 議員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> (定数特例 (定数3人)・在任特例 (在任期間 年 ヶ月))・無
その理由	編入された町の住民代表として、新市の議会へ住民の声を届けるため。
(2) 農業委員会の委員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> (2008年4月21日まで特例措置を適用)・無
その理由	編入された町の住民代表として、新市の農業委員会へ住民の声を届けるため、選挙による委員は、合併特例法第8条第1項の規定を適用し、船穂町2人以内、真備町6人以内とする。
(3) 三役	
旧倉敷市	市長は新市の市長、助役は新市の助役、収入役は新市の収入役。
旧船穂町	町長、助役は退職、収入役は不在。
旧真備町	町長、助役は退職、収入役は不在。
(4) 一般職	
定員管理	<定数の削減>2005年8月1日職員数3,868名を2009年4月1日で3,558名に削減。 <新規採用の抑制>2009年4月1日まで、毎年80人程度の退職者不補充を行う。
給与の調整	<給料表の統一>倉敷市の給料表の直近上位へ位置付けた。
役職の調整	原則として、旧町の職員を1階級下位へ格付けした。

(5) 組織・機構の整備方法		
合併と同時に、部・課とも完全に統合。		
(6) 関係市町村の従前の支所・出張所の整備方法		
該当なし。		
(7) 地域審議会等		
設置の有無	有(旧船穂町、旧真備町に設置)・無	
その理由	合併関係町の住民の合併前の懸念や不安を払拭しようという趣旨から、旧2町の区域へそれぞれ設置した。	
(8) 市町村税のうち、税率の調整を要した税目とその調整方法		
該当なし。		
(9) 上下水道使用料(調整方針:旧倉敷市の制度に統一)		
上水道料金	旧真備町の水道料金は倉敷市の次回料金改定時に倉敷市に統一。経過措置として、合併時から基本料金部分を400円減額した。(旧船穂町は、合併前から倉敷市水道局の給水区域。)	
下水道料金	旧倉敷市の制度に統一する。	
(10) 上下水道以外の使用料等(調整方針:合併時に旧倉敷市の制度に統一する。)		
例外措置	<ul style="list-style-type: none"> ・真備陵南高等学校の授業料:2倍以上の格差があったため、段階的に引き下げ、2010年度から倉敷市の制度に統一することにした。 ・旧真備町の公民館使用料:使用料が無料であったため、2006年度末までは倉敷市の同規模の公民館の使用料の半額とした。 	
(11) 国民健康保険事業の調整(調整方針:旧倉敷市の制度に統一)		
賦課徴収方法	旧倉敷市 保険料 旧船穂町 保険税 旧真備町 保険税	2006年4月1日から保険料方式に統一する。
所得割	旧倉敷市 8.40% 旧船穂町 7.00% 旧真備町 7.40%	2008年4月1日から旧倉敷市に統一。
資産割	旧倉敷市 なし 旧船穂町 10.00% 旧真備町 15.40%	2008年4月1日から旧倉敷市に統一。
均等割	旧倉敷市 28,560円 旧船穂町 25,000円 旧真備町 23,000円	2008年4月1日から旧倉敷市に統一。
平等割	旧倉敷市 25,200円 旧船穂町 27,500円 旧真備町 24,500円	2008年4月1日から旧倉敷市に統一。
(12) 介護保険事業(調整方針:当面は旧自治体ごとに従前のおりとする)		
第1号被保険者の月額基準保険料	旧倉敷市 3,920円 旧船穂町 3,830円 旧真備町 3,825円	第3期事業運営期間の初年度である2006年度から倉敷市として統一する。
(13) 電算システムの取扱い(合併関係市町村のうち、いずれかのシステムに統一した)		
整備方法	原則として合併時に倉敷市のシステムに統合し、統合の内容については、各事務事業の調整方針に従うものとした。	

(14) 町・字の名称・区域	
名称・区域の変更	有・ <input type="checkbox"/> 無
変更した場合、その内容と理由	

6. 合併後の状況

(1) 合併による財政削減効果：2,234百万円/10年間	
(2) 基本構想および総合計画の策定	
基本構想	議会の議決済み（議会の議決：2000年3月16日）
総合計画	策定作業中（2005年度に2006年度から2010年度の5か年を対象とする後期基本計画を策定する。）
(3) 合併による効果	
<p><①住民の利便性の向上></p> <p>船穂、真備の市民は、県が行っていた中核市業務が新市に移管され、身近な窓口で申請等の手続きが可能となった。船穂、真備の市民の多くは、倉敷地域に通勤、通学をしているが、合併により、勤務地等に近い窓口や公共施設の利用が可能となった。</p>	
<p><②サービスの高度化・多様化></p> <p>中核市である倉敷市と船穂町、真備町を比較すると、サービスの種類や専門職の関与の度合いが異なっていた。合併協議で、倉敷市にしかないものや水準の高い制度、サービスについては合併時から倉敷市に合わせることにしたため、船穂、真備の市民が受けることのできる制度、サービスが合併時大幅に増えた。</p>	
<p><③重点的な投資による基盤整備の推進></p> <p>新市の一体化のため、新市を東西に分ける一級河川「高梁川」に、合併特例債を活用した高梁川新架橋を計画、実施することが可能となった。</p>	
(4) 合併による問題点と解決策	
<p><①役場が遠くなり不便になる></p> <p>旧町役場を地方自治法上の支所とした。組織についても、現行の事務執行を基本とした体制とし、住民生活に急激な変化を来たすことのないよう配慮しながら、段階的な再編、見直しを行うことにした。</p>	
<p><②中心部と周辺部の格差が増大する></p> <p>倉敷市は、これまでの合併の歴史の中で、倉敷、児島、玉島、水島、庄、茶屋町という一定の広がりを持った市街地や生活圏を形成する複数の拠点があり、互いに連携、補完しながら一体の都市を形成する「多核環状都市」として発展してきた。合併後は、これに新たに船穂、真備の2つの拠点が加わり、多核環状型であることを新市の優れた特性として、新市建設に取り組むことにしている。</p>	
<p><④各地域の歴史、文化、伝統が失われる></p> <p>船穂、真備も「多核環状都市」を構成するひとつの「核」として、合併後も、それぞれを育んできた自然環境や風土あるいは歴史・文化・伝統・産業構造などの優れた特性を大切にしながら、それぞれにふさわしいまちづくりを進めることにしている。</p>	
(5) 残された課題	
<p>新市建設計画の速やかで着実な実施により、合併効果を早期に発現させ、新市の一体感を醸成させることが課題と考えている。</p>	